

諮問第66号

答 申

第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成14年6月18日付けで異議申立人に対して行った不開示決定処分は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、平成14年5月21日付けで「昭和30年度～34年度土地改良法による県知事認可の換地計画の中で宅地が含まれている換地計画書、確定図」の開示を求めて開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書は、不存在であるとした上で、不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、不開示とした理由を付した上で、平成14年6月18日付け耕1第5-34号をもって本件処分の内容を異議申立人に通知した。

なお、不開示とした理由は以下のとおりである。

行政文書の不存在

昭和30年度から34年度の間土地改良法に基づき県知事認可した換地計画については、山梨県公報により調査した結果3件の該当があった。当該換地計画の中に宅地が含まれているかを調査するために、当該県知事認可に係る行政文書を搜索したものの発見には至らなかった。

よって、開示請求に係る行政文書を保有していないため。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成14年8月13日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「行政文書を保有していないため」という理由は受け付けられない。搜索しても見つからない場合、当時の「宅地の扱い」について調査し、「宅地が含まれている換地計画」への県知事認可が有り得たか示して欲しいというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、不開示理由説明書に対する意見書及び当審査会が実施した口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 「保有していない」状況に至った理由は説明されていない。
- (2) 「土地改良事業県知事認可に係る行政文書」は永久保存文書であった。
- (3) 開示請求した文書は、本来保有されていなくてはならない文書である。
「発見できないので不存在」を適正としたら、行政にとって不都合な事件は「不存在」を理由に片付けられてしまう。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、不開示理由説明書及び当審査会が実施した口頭での意見聴取で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

土地改良区等は、農用地の集団化並びに農業生産性の向上及び農業構造の改善を図るなどの土地改良事業を実施するときは、換地計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないが、本件開示請求行政文書である「換地計画書」及び「確定図」は、その換地計画認可申請書の添付書類となっている。

搜索の前提として県公報により調査したところ、昭和30年度から34年度の間には県知事認可のあった換地計画は3件が該当することを確認したが、宅地が含まれているかを確認するため、当該認可に係る行政文書を鋭意搜索したものの発見には至らなかった。さらに、文書管理関係書類による調査も行ったが、不存在の原因についてその事実を確認することはできなかった。

よって、不存在の原因は明らかではないが、本件開示請求行政文書は実施機関には存在しないので、本件処分については、条例に基づいた適正なものであり、違法又は不当な点はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人提出の異議申立書、意見書、実施機関提出の行政文書不開示決定通知書、不開示理由説明書、異議申立人からの口頭による意見陳述の聴取及び実施機関からの口頭による意見の聴取の調査結果に基づいて以下のとおり判断した。

1 本件開示請求に対応する行政文書について

本件開示請求に対応する行政文書は、昭和30年度から34年度の間には県知事の認可のあった換地計画の中で、宅地が含まれている換地計画認可申請書に添付されている換地計画書及び確定図である。

2 争点

実施機関の行った本件処分における不開示とされる情報が、不存在か否か、という点である。

3 文書の不存在について

換地制度は、分散した農用地の集団化並びに農用地の区画形質の改善、用排水路、道路、暗渠排水等の整備を行い農業生産性の向上及び農業構造の改善を図ることを目的としており、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき当該事業を施行する土地改良区等の事業主体が換地計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。県は、各事業主体から換地計画書及び確定図が添付されている換地計画認可申請書の提出を受

けている。

当時の文書の取扱いについて定めている廳中処務規程（昭和24年山梨県訓令甲第12号。以下「処務規程」という。）第49条の規定によれば、文書は、永久、10年、5年、1年の区分にしたがって保存しなければならないとされており、また、永久保存の文書の例示として、「不動産の権利、移転に関する書類」が規定されている。

換地計画認可申請書については、不動産の権利に関する文書に該当し、文書管理に関する規定から永久保存の文書であることが認められる。

昭和30年度から34年度までに認可した換地計画は、実施機関の調査により3件存在することが確認されている。従って、換地計画認可申請書は、3件保存されていなければならないことになる。

実施機関の説明によると、平成10年度以降何度となく文書を保存している書庫を調査しているにもかかわらず、本件開示請求に対応する行政文書を含むと考えられる文書の存在は確認できず、さらに、文書管理関係書類による調査も行ったが、不存在の事実について原因を確認することはできなかったとのことである。実施機関の上記説明に不審な点は認められない。

実施機関が、何度となく調査しているにもかかわらず、その存在が確認されていないことからすると、本件開示請求に対応する行政文書は、理由は不明であるが、所在不明となったものと認められる。

本来、保存されるべき文書の所在が不明で、その原因も分からないということは、情報公開制度の運用を適正かつ円滑に行うため必要不可欠である文書管理が適正に行われていなかったということであり、極めて遺憾である。

なお、異議申立人は、本件処分により、昭和30年度から34年度当時の換地計画における宅地の取扱いを知ることができなかったため、実施機関が調査し、これを示すべきであるとしているが、示すべきか否かについては、当審査会の判断事項ではないので、付言しておくこととする。

4 結 論

以上、審査会は、山梨県情報公開条例等の規定に従い調査審議し、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

5 審査の経過

審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

| 年 月 日 | 審 議 事 項 |
|---------------------------|---|
| 平成14年 8月30日 | 諮問 |
| 14年 9月 6日 | 実施機関から不開示理由説明書を受理 |
| 14年11月11日 | 異議申立人から意見書を受理 |
| 14年11月21日 (14年度第6回審査会) | 審議 |
| 14年12月19日 (14年度第7回審査会) | 審議 異議申立人からの口頭による意見陳述の聴取及び実施機関からの口頭による意見の聴取 |
| 15年 1月24日 (14年度第8回審査会) | 審議 |
| 15年 2月24日 (14年度第9回審査会) | 審議 |

山梨県情報公開審査会委員名簿

| 氏名 | 役職名 | 備考 |
|-------|----------|------|
| 内田 清 | 弁護士 | 会長 |
| 中山 光勝 | 身延山大学教授 | 会長代理 |
| 石原 喜文 | 山梨学院大学教授 | |
| 牧野 治 | 元山梨県出納長 | |
| 渡邊 幸恵 | 公認会計士 | |